

県大教職員組合ニュース 第82号

2016 (第4号) 2016年10月26日発行

静岡県公立大学教職員組合執行委員会

Tel & Fax 054-265-7231 E-mail office@shizunion.jp

1、団交申し入れ書提出

開催日時は、11月18日(金)はばたき棟3F第4会議室17:30~に決定

平成28年10月13日、下記の通り団交申し入れを行いました。
昨年からの継続課題のサバティカル休暇や、大学の老朽化に伴う改善要求など数多くあります。

当面の課題として、学生の教育・研究環境を保障する観点から、安全性を重視した学内整備など早急な対策が求められます。

今年度は、大学基準協会から認証評価の年でもあり大学設置基準に基づいた最低基準の教育・研究環境が整っていることが必要です。

静岡県公立大学法人

理事長 本庶 佑 様

静岡県公立大学教職員組合

執行委員長 菅 敏幸

第1回 団体交渉申し入れ書

下記の日程にて団交を申し入れますので、理事長先生出席のうえ宜しくお願い申し上げます。

- 1、日時候補日：平成28年10月25日(火) 17:30～ 10月26日(水) 17:30～
10月31日(月) 17:30～ 11月1日(火) 17:30～

上記いずれかの日程でご検討ください。

2、場 所： 管理棟・・・・・・

- 3、議 題： 1. 理事長の団交長期欠席理由について 2. 給与誤支給について
3. サバティカル休暇進捗状況について 4. 学内の修繕箇所整備について
5. 「内部昇任」規程の進捗状況について 6. 多目的保育施設開設について

2、一人で悩まず専門家に相談しましょう

組合では昨年、顧問弁護士を委嘱しました。

このところ内部昇任の手続きを含め、教職員の中には数多くのストレスを抱えている状況下にあります。どんなことでも、基本は一人で悩まず、その専門家に相談しましょう。その課題を放置しておく、やがて心身に何らかの異変が生じ出勤や講義、実習指導などが難しくなり、業務に影響を及ぼします。

今回は、弁護士の先生への相談方法をお知らせします。

相談の前提は、本学教職員組合であることが条件です。相談者の部局及び氏名は、個人情報につき組合内部執行委員の中でも公表されません。

あくまでも組合事務局は、法律事務所へ連絡を繋ぐのみです。尚、急ぎの場合は組合書記次長、佐々木執行委員(研究室：202-2670)へお電話ください。早急に、弁護士事務所へ連絡を入れます。

【相談方法】

- ① 組合事務局（月、水、金） Tel054-265-7231 へ弁護士に相談したい旨を伝え、部局名と氏名のみ、お知らせください。
- ② 組合から弁護士へ、本学組合員〇〇先生より相談がある旨を、伝えます。
- ③ 弁護士へ相談を希望される先生は「②」終了後、直接、静岡法律事務所、大多和先生へ予約を入れてください。
- ④ 相談内容により「電話での相談」又は「面談」による相談かを、大多和先生へお伝え下さい。

以上の手順で宜しく申し上げます。

組合では、弁護士事務所への相談件数を把握しておく関係上、一度、組合事務局へ連絡をいただいております。

3、給与誤支給について

組合では、給与誤支給の説明を大学事務局へ求めています。28年8月12日付にて別紙回答がありました。この間の経緯は以下の通りです。

7月28日：委員長名で給与誤支給の情報公開要求（別紙1/3）

8月12日：事務局長名で回答（別紙2/3、3/3）

【注釈】返納額：余分に支払った額

追給額：未支払い額

9月 2日：組合三役から事務局長への質疑応答だが、十分な回答が得られなかったため、団交にて説明を要求する。



【組合活動日誌】



6月27日（月）第10回：定期大会開催（小講堂 18：30～20：00）

6月27日（月）第1回：執行委員会（学术交流ホール 20：10～20：40 15名）

【協議事項】

1. 新旧委員の引継ぎについて
2. 平成28年度執行委員会及び団交議事録担当者について
3. 次回執行委員会について
4. 6/29（水）第4回団交について
5. 組合加入について
6. その他

6月29日（水）第4回：団体交渉

（はばたき棟3F 第4会議室 17：30～18：30 組合側12名 法人側9名）

【団体交渉議題】

1. 教員の旅費支給システムについて
2. 理事長の団交長期欠席理由について
3. 「昇任を止めている理由書」の回答について
4. 学内の修繕箇所整備について 「意見書」の回答について
5. サバティカル制度について

- 7月 6日 (水) 第2回：執行委員会 (学術交流ホール 17:30～19:00 12名)
- 【協議事項】**
1. 第10回定期大会を終えて
 2. 平成28年度第1回執行委員会議事録(案)確認
 3. 第4回団体交渉を終えて
 4. 組合加入者について
- 7月 15日 (金) 組合ニュース2016年第1号(通算第79号)発行
- 7月 22日 (金) 組合ニュース2016年第2号(通算第80号)発行
- 7月 27日 (水) 第3回：執行委員会 (学術交流ホール 17:30～18:30 10名)
- 【協議事項】**
1. 給与誤支給について
 2. 教員内部昇任に係る提案基準の作成について
 3. 事務局職員との親睦会の開催について
- 7月 28日 (木) 「給与誤支給について」公開質問状を提出
- 9月 7日 (水) 第4回：執行委員会 (学術交流ホール 17:30～19:00 11名)
- 【協議事項】**
1. 公認会計士、社会保険労務士のご紹介
 2. 給与誤支給について
 3. 公大連第12回定期大会(7/30-31)報告
 4. 本学の産業医に関する規定について
- 9月 9日 (金) 組合ニュース2016年第3号(通算第81号)発行
- 10月 8日 (水) 第5回：執行委員会 (学術交流ホール 17:30～18:45 10名)
- 【協議事項】**
1. 平成28年度第1回執行委員会議事録(案)確認
 2. 給与誤支給について
 3. 団交要求項目について
 4. 職場集会について
 5. 多目的保育支援施設開設の件について
 6. 組合新規加入、脱退について
- 10月 13日 (木) 組合より法人へ団体交渉申し入れ書の提出
- 10月 18日 (火) 県庁記者クラブ訪問、3大学共同声明発表(常葉大学 巻口先生支援)
静岡県公立大学教職員組合、静岡大学教職員組合
静岡英和学院教職員組合、静岡県労働組合評議会
- 10月 26日 (水) 組合ニュース2016年第4号(通算第82号)発行
- 11月 18日 (金) 第1回：団体交渉開催予定(はばたき棟3F 第4会議室 17:30～)

(給与誤支給についての添付文書)

1/3 ページ

平成28年7月28日

大学事務局長 様

以下の事項について文書による情報公開を求めます。

- 1) 給与誤支給の総件数 (平成26、27、28年度毎)
- 2) 給与誤支給の返納と配分それぞれの総額 (平成26、27、28年度毎)
- 3) 退職教員の給与誤支給への対応
- 4) 給与誤支給の経緯 (特に指導大学院生の数：調整数の間違い*)
- 5) 今後の改善策等

*算定根拠として前期後期の授業区分を設けたために生じる算定誤りによる
誤支給
算定根拠としての大学院生数、および調整数の算定誤りによる誤支給
提出書類の確認作業および転記作業の際の誤りによる誤支給

平成28年8月12日までにご回答をお願いします。

公立大学法人静岡県立大学教職員組合 執行委員長 菅 敏幸

平成 28 年 8 月 12 日

公立大学法人静岡県立大学教職員組合
執行委員長 菅 敏幸 様

大学事務局長

給与の誤支給について

平成 28 年 7 月 28 日付けで依頼のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1)、2) 給与誤支給の総件数及び返納額と追給額 (平成 26、27、28 年度毎)

給与誤支給の状況		(単位:円)	
区分	総件数	返納額	追給額
平成 26 年度	8 件	24,395	99,051
平成 27 年度	9 件	768,863	5,700
平成 28 年度	99 件	291,724	1,879,978

- 3) 退職教員の給与誤支給への対応

メールや電話等で連絡を取り、次回来学時に現金をお持ちいただき、返納していただくよう依頼した。

また、来学できない教員には、納付書を郵送し、金融機関での納付を依頼した。

2016/09/07

4) 給与誤支給の経緯（特に指導大学院生の数：調整数の間違い）

大学院調整額の算定については、調査票の様式を定めて判定しているところであるが、チェックが不足していたため、複数ページにわたる場合等記載された授業や大学院生を見落としたことに気がつかず、算定誤りにつながった。

さらに、算定が正しくても、最終段階で転記を誤る初歩的なミスもあった。

5) 今後の改善策等

4) を踏まえ、次年度に向けて、大学院調整額の調査票の様式を見やすいように変更し、調整数の算定については、複数人で確認する。

さらに、転記ミスを防ぐために、最終的に2人で読合せ作業を行う。

担当 総務室
電話 5102

2016/09/07